

## 令和2年度卒業式に係る留意事項

令和3年1月13日付けで、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされたことから、令和2年度卒業式については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する観点で、下記のとおり実施すること。

- 卒業生や教職員、保護者等の出席者の身体的距離については、1 m程度または座席1席分の間隔を確保すること。
- 国歌や校歌、卒業の歌等は、原則として発声せず清聴等とすること。  
ただし、清聴をもって国歌斉唱とする場合にあっては、令和3年1月21日付け教高第3531号教育長通達「令和2年度卒業式における国歌清聴について」を踏まえ、教職員を指導すること。また、国歌清聴時の教職員の起立清聴については、別添「令和2年度卒業式における国歌斉唱等の対応について」を遵守し対応すること。

また、会場において卒業生・教職員の間隔を前後方向及び左右方向ともに2 m（最低1 m）確保できる場合においては、上記によらず、国歌や校歌の斉唱、卒業の歌等の合唱等（多人数が発声をする場面）を行うことができる。国歌の斉唱に際しては、令和3年1月21日付け教高第3531号教育長通達「令和2年度卒業式における国歌斉唱について」を踏まえ、教職員を指導すること。また、国歌斉唱時の教職員の起立斉唱については、別添「令和2年度卒業式における国歌斉唱等の対応について」を遵守し対応すること。

- 実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組みを徹底するとともに、「マスクの着用」「手指消毒」「換気の徹底」等の対応を取ること。
- 保護者の出席について、発熱等体調の優れない際には来校を御遠慮いただくようあらかじめ周知しておくとともに、来校者名簿を作成するなど、全出席者を把握できるよう留意すること。

なお、令和2年度卒業式については、緊急事態の解除の有無にかかわらず、上記対応により実施することとする。